

中国税務速報

2024年8月28日：

一、「中華人民共和国国務院令第784号」「中華人民共和国会社法」に基づく登録資本金の登録管理制度の実施に関する国務院の規定

7月1日、国務院は、『「中華人民共和国会社法」に基づく登録資本金の登録管理制度の実施に関する国務院規定』を公布した。当規定は公布日より施行される。主な内容は以下のとおりである。

- 既存会社の資本金払込期間を調整するための移行期間における措置を明確にする。2024年6月30日以前に登録・設立された会社については、残余資本金の払込期間が2027年7月1日から5年を超える場合、2027年6月30日までに払込期間を5年以内に調整し、調整後の払込期間内に資本金を全額払い込む。股ブン有限公司の発起人は、2027年6月30日までに、自ら引き受けた株式に当たる全額を払い込まなければならない。
- 会社の出資に異常があった場合の処理について規定を定める。会社の出資期間または登録資本金に明らかに異常がある場合、会社登記機関は、会社の事業範囲・経営状況・株主の出資能力・主要業務・資産規模などの要素を総合的に判断し、真実性・合理性の原則に反すると認められる場合、法律に従い、適時に調整を要請することができる。
- 監督措置を改善する。会社は株主の出資額と払込金額・出資方法・出資期間または発起人の引き受けた株式数を調整する場合、法律に基づき公表しなければならない。会社登記機関は、会社の開示した出資・払込金額の状況を監督・検査し、会社の信用リスク状況に基づき個別に監督を実施する。

出典：掲載元名「「中華人民共和国会社法」に基づく登録資本金の登録管理制度の実施に関する国務院の規定」https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202407/content_6960377.htm

二、「財政部 税務総局公告2024年第9号」省エネ・節水・環境保護・安全生産のための専用設備のデジタル化・スマート化の改善をめぐる企業所得税政策に関する公告

国発「2024」7号に基づき、大規模な設備の更新と消費財の買い替えを促進するため、財政部・税務総局は新たに「省エネ・節水・環境保護・安全生産のための専用設備のデジタル化・スマート化の改善をめぐる企業所得税政策に関する公告」を公布した。

- 「公告」によれば、2024年1月1日から2027年12月31日までの期間に発生する専用設備のデジタル化、スマート化への投資について、当該専用設備の取得時の課税標準の50%を超えない部分に対し、10%の割合で当年度の納税額を減免できるとしている。もし当年度の課税額が減免額に満たない場合、翌年度に繰り越すことができ、繰越期間の最長年数は5年である。
- 「公告」においては、「専用設備」・「デジタル化・スマート化改善」・「改善投入」などの用語に関する標準的な解釈がある。
- 「公告」により企業は専用設備のデジタル化およびスマート化の改善投入額について独立して計算し、各項目の支出を正確かつ合理的に集計することを強調している。また、一つの年度内に複数の専用設備が関わる場合、関連する支出を別々に集計しなければならないが、区分が明確でない支出は税制優遇措置を享受できないことも強調した。

出典：掲載元名「省エネ・節水・環境保護・安全生産のための専用設備のデジタル化・スマート化の改善をめぐる企業所得税政策に関する公告

https://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202407/t20240717_3939697.htm

三. 『中華人民共和国会計法』の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定

6月28日、『「中華人民共和国会計法」の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定』を公布し、2024年7月1日より施行した。

以前の公開草案と比較して、当決定では10項目の会計規定違反に対する罰則を軽減した。具体的には、県レベル以上の人民政府財務部門は、期限を設けて是正を命じ、警告・通知・批判を行い、対象会社に対して20万元以下の罰金を科し、直接責任を担う主要人員およびその他の直接の責任者に対して5万元以下の罰金を科すことができる。また、事態が深刻な場合、対象会社に対して20万元以上100万元以下の罰金、直接責任を担う主要人員およびその他の直接の責任者には5万元以上50万元以下の罰金を科すことのできるようになった。

出典：掲載元名「「中華人民共和国会社法」に基づく登録資本金の登録管理制度の実施に関する国務院の規定」https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202407/content_6960377.htm

四. 「発改環資「2004」1104号」 国家発展改革委 財政部の公布した《設備の大規模な更新および消費財の新品への買い替えへの支援を強化する措置》に関する通知

7月25日、国家発展改革委員会は公式サイトで『国家発展改革委 財政部が公布した「設備の大規模な更新および消費財の買い替えへの支援を強化する措置」に関する通知』を公布した。3,000億元規模の超長期特別国債資金が投入され、支援範囲・組織方法・補助基準という3つの面で支援を強化する。

1. 「若干の措置」は3つの方面で合計16項目からなり、超長期特別国債の支援対象をエネルギー・電力、老朽したエレベーターなどの設備更新および基幹産業における省エネ・低炭素化および安全改革にまで拡大することを明確にした。
2. 個人向け乗用車の買い替え・更新、家電・電動自転車の買い替え、老朽住宅のリフォームを超長期国債の支援対象に含める。
3. 古い消費財の買い替えには、1,500億元規模の超長期特別国債資金を地方に直接配分し、地方が自主的に消費財の買い替えを実施できるよう支援する。
4. 補助基準については、重点分野における更新・買い替え補助金を増加し、新エネルギー自動車の購入、老朽化した営業車両・船舶、農業機械の廃棄・更新、新エネルギーバス・動力電池の更新のための補助基準が従来よりも大幅に引き上げられた。

出典：掲載元名「国家発展改革委 財政部の公布した《設備の大規模な更新および消費財の新品への買い替えへの支援を強化する措置》に関する通知

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202407/t20240725_1391941.html